

一宮川護岸工事検証会議 設置要綱

(目的)

第1条 令和5年台風第13号の接近に伴い、河川計画で想定する規模を超過した大雨により、一宮川流域において浸水被害が発生したが、その際、施工中の護岸工事で設置されていた仮締切り堤防の一部で、必要な高さを満足していない箇所があることが判明した。

会議は、施工不備の影響や工事の管理体制の事実確認を行うとともに、今回の浸水被害のメカニズムや外水・内水の影響度合いを踏まえ、過失の有無及び程度を明らかにし、工事の管理体制のあり方をとりまとめるため、「一宮川護岸工事検証会議」(以下「会議」という。)を設置する。

なお、委員会は地方自治法第138条の4第3項の規定により設置される附属機関の性質を要しない。

(組織)

第2条 委員は、別紙1のとおりとする。

- 2 座長は委員の互選によるものとする。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職を行う。
- 4 会議の進行及び招集は座長が行う。
- 5 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 6 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第3条 会議の事務局は別紙2に示す千葉県県土整備部に置く。

(公開)

第4条 会議及び提出された資料等は第三者等の利益等を害するおそれがあるため原則非公開とするが、これにあたらぬ場合はこの限りでない。

- 2 会議の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

(とりまとめ)

第5条 会議は、内容を報告書にとりまとめるものとする。

(設置期間)

第6条 会議の設置期間は、目的の達成までとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、会議に諮って定めるものとする。

(附則)

第8条 この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

別紙 1

江森 史麻子 弁護士

高橋 一弥 弁護士

別紙2

県土整備部長

災害・建設業担当部長

県土整備部次長

県土整備部次長

県土整備政策課長

技術管理課長

建設・不動産業課長

河川整備課長

河川環境課長

下水道課長